

定期報告の手続きについて

I 定期報告の種別と内容

- 1 建築物の定期報告 建築物全般（敷地、屋根、外部、内部、避難施設等）に関する検査を3年に1回行い報告するものです。
- 2 建築設備の定期報告 建築物の排煙設備、非常用の照明装置、防火設備に関する検査を毎年行い報告するものです。

II 定期報告の時期

- 1 建築物の定期報告 建築物の用途に応じて、該当する時期に報告する必要があります。

建築物の用途 別紙2 ★要件1の対象用途	報告期間	報告対象の年
③病院、診療所 ④就寝用福祉施設	4月1日 ～12月28日	平成28年度 及びその3年目ごとの年
①劇場、映画館、演芸場 ②観覧場、公会堂、集会場 ⑦百貨店、マーケット、物販店舗 ⑧飲食店、遊技場、公衆浴場等 ⑨事務所	4月1日 ～12月28日	平成29年度 及びその3年目ごとの年
⑤旅館、ホテル ⑥体育館、博物館、美術館、 図書館、ポーリング場等	4月1日 ～12月28日	平成30年度 及びその3年目ごとの年

2 建築設備の定期報告

建築物の用途	報告期間	報告対象の年
排煙設備、非常用の照明装置、 防火設備	4月1日 ～12月28日	毎年

3 調査・検査の時期

報告日の3ヶ月以内に調査・検査を行う必要があります。

4 経過措置

- ・法施行後、新たに対象となった建築物において、平成28年に報告すべき建築物に限っては、平成29年の報告時期までに報告することができます。
- ・法施行後、新たに対象となった建築物に設置された建築設備（防火設備を除く。）に限っては、平成29年5月31日までに報告することができます。
- ・防火設備については、平成30年12月28日までに報告することができます。

5 定期調査・検査資格者

専門技術を要する以下の資格者に、建築物及び建築設備の調査・点検を行っていただき報告していただく必要があります。

①一級建築士・二級建築士

②特定建築物調査員、防火設備検査員、建築設備検査員

6 定期報告の提出先

下記のいずれかに提出してください。

一般財団法人 熊本県建築住宅センター	各特定行政庁（熊本県、熊本市、八代市、天草市）
〒862-0950 熊本市中央区水前寺六丁目32-1 ※一般財団法人熊本県建築住宅センターは、熊本県が特殊建築物等の定期報告に関する業務を委託している機関です。	熊本県 （各広域本部 建築担当課） 熊本市 都市建設局建築指導課 八代市 建設部建築指導課 天草市 建設部建築課建築指導係

7 関係ホームページ

○定期報告制度ポータルサイト（国土交通省の補助事業による運営サイト）

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/chousa-kensa.html>